

台湾での観光プロモーション等実施に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、台湾での観光プロモーション等の実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

台湾での観光プロモーション等実施に係る業務

2 主旨

本県では、台湾を重点市場の一つに位置付け、一般消費者や旅行会社等に向けたプロモーションを行い、旅行先としての本県の認知度向上に努めてきたところである。こうした取組により、直行便等を通じて台湾から多くの観光客が訪れているところであるが、その流れをしっかりと持続させ、その効果を県内全域に波及させていく必要があることから、直行便が就航する台北及び高雄において本県の観光プロモーションを実施し、台湾での本県認知度向上及び更なる誘客を促進する。

また、県産果物の輸出拡大とブランド化を目的とした事業及び中国5県の観光プロモーション事業と連携して当事業を実施することにより、事業効果の拡大を図る。

3 実施期間等

- (1) 実施期間 令和8年8月3日(月)から6日(木)までの4日間
(2) 訪問人数 5人
(3) 行程表 次のとおり予定しているが、変更となる場合もある。

月 日	行 程 （【 】内に参加予定事業を記載）	宿泊地	移動手段
8月3日 (月)	岡山桃太郎空港発（IT215便） 台湾桃園国際空港着 台北市内へ移動	台北市内泊	専用車
8月4日 (火)	【現地施設等の視察（台北市）】 【中国地方知事会観光情報説明会（台北市）】 高雄市内へ移動	高雄市内泊	専用車
8月5日 (水)	【観光情報説明会（高雄市）】 台北市内へ移動 【農林水産部実施事業（台北市）】	台北市内泊	専用車
8月6日 (木)	【県民生活部実施事業（台北市）】 台北松山空港発（CI9222便） 羽田空港着		専用車

4 委託業務

受託者が行う業務内容（以下「委託業務」という。）は次のとおりとし、必要な費用はすべて委託料に含めること。

(1) 旅行会社等向け観光情報説明会

- ・ 「3(3) 行程表」(以下「行程表」という。)の8月5日(水)の【観光情報説明会(高雄市)】について、事業内容を企画、提案すること。
- ・ 招待者は提案によるが、本県への送客数の多い旅行会社や本県への旅行商品の造成に意欲的であるなど本県とつながりの強い旅行会社、航空会社等を対象とすること。
- ・ 開催場所は、高雄市内の利便性の高い施設とし、企画内容に応じた適切な規模の会場を確保し、予約等必要な手配を行うこと。
- ・ 開催時間は11時から13時までを想定すること。
- ・ 観光情報説明会においては、本県への旅行商品造成につながる観光関連情報を盛り込んだプレゼン資料(投影用・配付用)を作成すること。また、当該プレゼン資料に関連性があり、短時間で実施が可能な、招待者が本県の魅力を体験できる催しを提案すること。
- ・ 観光情報説明会後に開催する旅行会社等との意見交換会においては、立食形式の軽食を提供するものとし、招待者全員分の量を適切な範囲で用意すること。また、招待者との交流が深まる場となるよう工夫を凝らすこと。
- ・ 日本側及び現地のメディア関係者等の受入も想定し、メディア等への広報に努めること。
- ・ 招待者に対し本県ならではの魅力的な来場プレゼントを用意することとし、抽選会の実施など効果的な企画等を提案すること。

(2) 現地施設等の視察

8月4日(火)の【現地施設等の視察(台北市)】について、台北市内の有意義な視察先を提案すること。なお、時間は9時から12時までを想定すること。

(3) 関連事業との連携

【中国地方知事会観光情報説明会(台北市)】、【農林水産部実施事業(台北市)】及び【県民生活部実施事業(台北市)】との連携を図ること。

(4) e-SIM等の手配

- ・ 職員が滞在する期間中、常時インターネットへの接続を可能とするため、必要な台数のe-SIMの手配を行うこと。なお、e-SIM手配ができない場合は、Wi-Fiルーターの手配を行うこと。
- ・ 8月5日(水)の【農林水産部実施事業(台北市)】を実施中、事業を円滑に進めるため、インカムの手配を行うこと。

(5) 航空券等の手配等

行程表のとおり、次の手配を行うこと。

① 航空券

- ・ 航空便は原則として、岡山桃太郎空港から台湾への直行便を運航している航空会社又は関連会社とすること。
- ・ ビジネスクラス級2席、エコノミークラス3席を手配すること(添乗員分を除く。燃油サーチャージ、各空港使用料等を含む。)
- ・ 座席は事前に指定すること。

(参考：想定される航空便の行程)

月 日	行 程	代表者 1 (1名)	代表者 2 (1名)	職員 (1名)	職員 (2名)
8月3日 (月)	岡山桃太郎空港発 (IT215 便) 台湾桃園国際空港着	○		○	○
8月4日 (火)	岡山桃太郎空港発 (IT215 便) 台湾桃園国際空港着		○		
8月6日 (木)	台北松山空港発 (CI9222 便) 羽田空港着	○	○	○	
	台北桃園空港発 (IT714 便) 岡山桃太郎空港着				○
	羽田空港発 (JAL241 便) 岡山桃太郎空港着			○	

② 宿舎

- ・ デラックスクラス以上2室、スタンダードクラス以上3室をそれぞれの宿泊地で同一宿舎内に確保し、チェックイン等に係る便宜供与、デポジット提供、代金支払及び精算を行うこと（添乗員分を除く。）。
- ・ 朝食付きとすること。
- ・ 添乗員も同じ宿舎内に部屋を確保すること。
- ・ 提案書には、宿舎の概要が分かる資料を添付すること。

③ 旅行保険への加入

訪問団員に係る旅行保険加入手続きを行うこと。

(6) 添乗員等の手配

行程表のとおり、次の手配を行うこと。

① 添乗員

国内を含む全行程にわたり、③の日本語ガイド以外の1名が添乗すること。

② 通訳

必要な通訳を手配すること。なお、通訳者は国又は地方公共団体が実施する関連イベント等における通訳実績を有する者を手配すること。

③ 日本語ガイド

必要な日本語ガイドを手配すること。

④ 専用車

- ・ 現地の空港、宿舎及び用務先等の移動に必要な専用車を手配すること。
- ・ 専用車は、15人以上の乗車が可能なものとし、同人数分のスーツケース等の積載が可能であること。
- ・ 提案書には、専用車の車種を記載するとともに写真入りの資料を添付すること。

(7) 食事の手配

- ・ 「3 (1) 実施期間」内に必要となる食事及び飲料の代金については、委託料に含めない（宿舎での朝食を除き、個人負担とする。）が、円滑なス

ケジュール進行の必要性から、事前予約、一行を代表しての代金支払、事後精算の業務を行うこと。

- ・ 「4（2）現地施設等の視察」における提案により、本県主催行事を開催する場合は、その食事及び飲料の代金については、委託料に含めることとし、人数は5人で積算すること。

（8）本県産品の手配

台湾において、本県を各方面で広く情報発信してもらうため、本県特産品を用意すること。

① 【観光情報説明会（高雄市）】

- ・ 提供する軽食でも本県特産品を使用するよう努めること。
- ・ 抽選会も開催することとし、商品を贈呈する相手は、台湾側参加者（旅行会社等）を想定し、岡山県賞（仮称）及び特別賞（仮称）の2種類を用意すること。
- ・ 数量は、岡山県賞（仮称）1種類以上、特別賞（仮称）5種類以上とし、内容は提案によること。
- ・ 上記特産品とは別に魅力的な本県ならではの来場者プレゼントを用意することとし、その内容も提案によること。

② 【現地施設等の視察（台北市）】

- ・ 視察先等に手土産が必要な場合は、準備すること。

（9）資材の発送等

- ・ 委託業務の実施に当たり、必要となる資材の発送、受取、保管、必要な場所への搬送、残品の返送等を行うこと（梱包、通関業務等を含む。）。
- ・ 資材の発送等に当たっては、本県の指示に従うこと。

（10）独自提案

- ・ 委託業務の実施に当たり、効果的な企画やメディアを活用したプロモーション等がある場合は、独自提案として提案書に盛り込むこと。

5 委託業務に係る留意点

- （1）委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- （2）委託業務の実施に当たっては、本県台湾PRデスク（J&T CONTENTS 株式会社）と連携の上、実施すること。
- （3）本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用・流用等をしてはならない。
- （4）委託業務の実施に当たり、知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- （5）観光情報説明会の会場等については、本県が指定する場合があること。
- （6）本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- （7）受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- （8）本仕様書の記載内容に関し、設定がない場合等については、あらかじめ本県に

相談すること。

- (9) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

7 委託限度額

8,880,000円以内（消費税等を含む。）

8 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年12月28日（月）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
 - ②委託業務の実施による効果を調査し、取りまとめること。